

《 真岡市工場立地法準則条例指導要綱概要 》

1. 目的

真岡市工場立地法準則条例（以下「条例」という。）の制定に伴い、特定工場が緑地を整備するにあたり留意すべき事項を定めることにより、周辺環境に配慮した工場立地を促進するため。

2. 整備基準

① 特定工場において緑地等を新設する場合、条例で規定する面積率相当分の緑地等を敷地の周辺部に配置すること。
 ※緑地等を減少させる場合でも、敷地の周辺部に配置すること。
 （法準則第4条）

② 特定工場において緑地等を減少させる場合、当該工場の周辺部に住宅地がある場合、住宅地に面した敷地内の緑地等を残置する等の周辺環境に及ぼす影響を減少させるような対策をすること。

③ 特定工場において緑地等を減少させる場合、道路に面した敷地内の緑地等を残置すること。

④ 特定工場敷地内に、市が整備した緑地帯がある場合は、これを保全すること。

⑤ 他法令等による、規制又は用地売買契約上の制限がある場合、当該規制又は制限を優先し緑地等を配置すること。

※上記、5つの留意事項について、あらかじめ市の関係各課と協議をし、届け出ること。

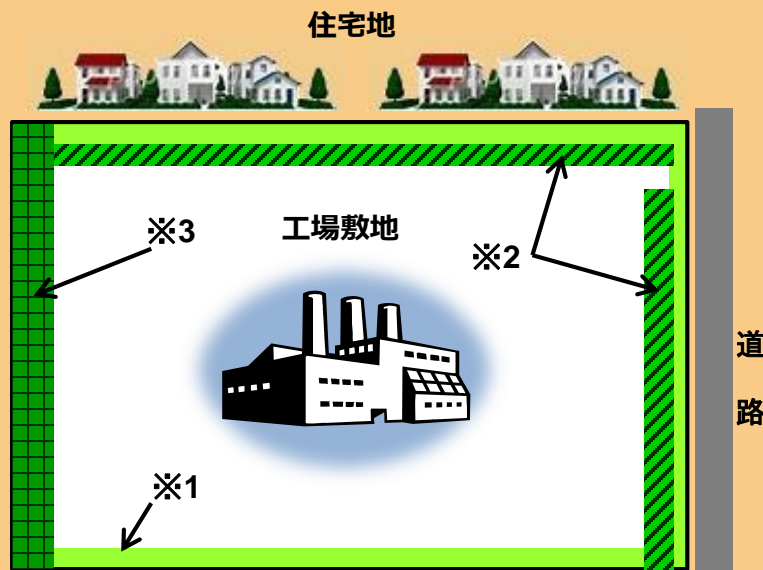
3. 届出

緑地等を、新設または減少する場合は、当要綱における様式（市ホームページからダウンロード可）にて、関係各課と協議し、法の届出と一緒に、市商工観光課工業係へ提出してください。

【協議が必要な関係各課】

協議内容	関係課名
開発行為に関する事	都市計画課
林地開発に関する事	農政課
市で整備した緑地帯に関する事	商工観光課
騒音・振動等公害防止にかんすること	環境課

《緑地整備の例》



- ・※1：敷地の周辺に緑地等を配置
- ・※2：住宅地及び道路に面した緑地は残置
- ・※3：市で整備したグリーンベルトは残置・保全